

青山学院大学文学部特別講義

「帝国の理論家ジョン・ロック？」デイヴィッド・アーミテージ

平田雅博（訳）

Masahiro HIRATA

講演者紹介

本稿の著者デイヴィッド・アーミテージ (David Armitage) 氏は、ハーヴァード大学歴史学部の教授で、専攻は、イギリス帝国史、イギリス思想史、アメリカ史などである。主要著書としては、*The*

Ideological Origins of the British Empire, Cambridge UP, 2000 [邦

訳『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギイの起源』平田雅博、

岩井淳、大西晴樹、井藤早織訳、日本経済評論社、二〇〇四年]の他に以下がある。*Theories of Empire, 1450-1800* (ed.), Ash-

gate, 1998; *The British Atlantic World, 1500-1800* (co-ed.), Palgrave Macmillan, 2002; *Greater Britain, 1516-1776: Essays in Atlantic*

History, Ashgate, 2004; *The Declaration of Independence: A Global*

1 *History*, Harvard UP, 2007.

氏は二〇〇九年六月に、科学研究費補助金（基盤B）『複合国家イギリスの社会変動と、宗教に関する地域史研究』（代表者・岩井淳）の資金により、日本に招聘され、本学部でも講演と講義が行われた。日本での日程は以下のように組まれて、すべて実行された。

六月一九日：「帝国の理論家ジョン・ロック？」（青山学院大学文学部特別講義）

六月二〇日：「17世紀イングランドにおける内戦の思想」（ピュリタニズム学会研究大会、聖学院大学）

六月二三日：「帝国の理論家ジョン・ロック？」（京都大学経済学部）

六月二五日：「グローバル・コンテクストから見たアメリカ独立宣言」（静岡大学）

六月二六日：「グローバル・コンテクストから見たアメリカ独立宣言」

(上智大学)

六月二十七日、「帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギーの起源」から一〇年(青山学院大学文学部特別講演会)(ペーパーなし)

ご覧の通り、氏のジャパンツアーでは多彩なペーパーが読まれた。私は二七日に出席できたとどまるが、イギリス複合国家論、イギリス帝国史、大西洋史、グローバルヒストリーの今日の地平を見せる驚異的な報告であった。ジョン・ロックに関するペーパーは本学と京都大学で読まれた。本人はアメリカに帰ってから、日本その他のコメントを踏まえて、新たに手を加えたペーパーを一〇月一六日に送ってくれた。ここに翻訳した原稿はこの新たな版をもとにしたものである。一月四日の締め切り日までのあわただしい仕事となった。私は同時通訳者でもなく、ましてやロック研究者でもないが、それにもかかわらず、訳すに値すると思ったのは、私自身、かねてポストコロニアルからのロックの見直しに関心を持っていたこと、ロックの帝国の観点からの研究が世界的にも活性化を見せていること、アーミティジ氏の場合、これらを踏まえながら、驚嘆すべき実証史家として手稿を含めた文献を博搜し、バランスのとれたロック評価と自負する論文となつてゐること、などからである。本稿はケンブリッジ大学出版会から出版される編著の一章となる。今回の招聘責任者としてすべてに随行した岩井氏、および各地でホスト(ホステス)になつていただいた方々、会場への参加者には

この場を借りて当方からも感謝したい。また、旧ペーパーの翻訳を試みて提出していた信澤淳氏、その信澤原稿を急遽検討してくれた大学院ゼミのメンバー、さらには、本学招聘にお骨折りをいただいた文学部、学術研究推進部の関係者に、そして誰より、質問に素早く答えていただき、きわめて短い期間での仕事を可能としてくれ、本誌への翻訳掲載許可をケンブリッジ大学出版会にお願いしてくれたアーミティジ氏に感謝したい。

帝国の理論家ジョン・ロック？*

デイヴィッド・アーミティジ

二五年も前ならジョン・ロックが帝国の理論家かどうか問いを立てること自体、常軌を逸していた。政治思想史の概論では、ロックは自由主義の始祖である。標準的な哲学史では経験主義の規範である。経験主義と帝国主義のおおきな連関はフランシス・ベーコンの仕事と一七世紀の王立協会には見られたものの、自由主義はながいこと帝国とは反目するものと見なされてきた。ここ三〇年ほどにわたる最近の研究によつて、自由主義と帝国との関係、とくにロックの北アメリカとそれ以外におよぶ入植者植民地主義との関係の理解は、根底から見直されている。¹⁾ こういった仕事の影響はかなり拡がっているために、ロックといえは自由主義の創設者、ロックとい

えば中核的な経験主義者との像とともに、いまでは「ロックといえ
ば、大土地所有、帝国の擁護者、それにアメリカインディアン^②の土
地の占取の擁護者」といった人物像が浮上している。ロックはつい
に帝国の理論家の正典に加わったとも見える。しかし、ロックはこ
の地位に値するだろうか。

帝国の理論家たるべき基準は、一七五七年から一九五九年までの
間の二百年間（ヨーロッパによる南アジアの軍事的支配の開始から、
ヨーロッパ外に最初に押し寄せた公式の脱植民地化の波の時期ま
で）にわたる帝国主義の経験と実践によって、着実に形成されてき
た。ジェームズ・タリーはこの時期の帝国のヴィジョンを簡潔に要
約している。

帝国のヴィジョンはこの多義的な言葉がもつ三つの意味で「帝
国的」である。これにより、あらゆる非ヨーロッパの文化は、
唯一の普遍的な文化に向かうヨーロッパ文明の方向に照らして
「劣等」ないし「低位」に位置づけされる。「正しい」という意
味ではなく……自然と歴史の方向にあり、最終的で正当で国民
的で世界的な秩序という前提条件のもとで、これはヨーロッパ
帝国主義を正当化するのに資する。そして、帝国のヴィジョン
は、ヨーロッパの帝国主義と連邦主義の経過において、非ヨー
ロッパの人々の文化的自己理解として彼らに押しつけられてい
る。^③

タリーが直接取り上げた事例は、エドワード・サイードの『文化と
帝国主義』のレンズを通してみたイマヌエル・カントであるが、
ロックと帝国の関係の説明もこれと同じ前提をかなり共有している。
ロックは三つの意味で「帝國的な」思想家と見なされている。ヨー
ロッパ人を階梯の頂上におくヒエラルキー的な秩序の中に世界の
人々を位置づけたからである。ヨーロッパ帝国主義を歴史の進歩主
義的なヴィジョンの中に正当化したからである。そしてヨーロッ
パ人の能力——とくにヨーロッパ人の理性——は、ヨーロッパ以外の
人々が評価され、導かれるべき方向としての普遍的な標準である、
と提唱したからである。^④

こういった理由から、いまではジョン・ロックは、他の論客（ブ
リテン人に限っても）ベンサム、ミル父子、マコーリーのよう
自由主義の「かなり普遍的……政治的倫理的認識論的な信条」の提
唱者であるとともに、帝国の理論家ともいえることには広く同意が
見られる。^⑤しかしながら、ロックとカントの間、ないしロックとミ
ルとの間には哲学上の距離があるために、こういった合意を容認す
る前にいましばらく再考してみる必要がある。一七世紀から一九世
紀までに見られる、帝国のきわめて異なる形態と構想を思えばなお
さら再考すべきである。^⑥私の議論は、ロックは植民地的な思想家
だった、しかし、人々のヒエラルキー的な階層化、とくにヨーロッ
パ人を他の人々の上においたり、別立てにしたりする階層化を
信奉していたわけでも作り上げたわけでもないこと、理性を人々に

均等に配分されたものを見なしていたこと、文明の通常の証しを偶然に左右され壊れやすいものと見なしていたこと、この三つから、「帝國的」というレッテルは彼には適用できないというものになるう。しかしながら、ロックの思想のとくに大西洋的な特徴のいくつかはイングラントの植民地活動との関わりから説明ができること、後世の帝国の思想家たちがヨーロッパ人の入植と現地人からの土地剥奪を正当化しえた根拠を彼がわずかながら提供したことには、最後に同意しよう。

ジョン・ロック、植民地的な思想家

植民地的な思想家を、植民地の入植と行政に多大の思考を傾けた者とするならば、ロックが濃厚に植民地的な思想家であることは疑問の余地がない。じじつ、彼は、フーゴー・グロテウスがオランダ東インド会社のために法律文書を書いた一七世紀初頭から、ジェームズ・ミルとジョン・ステュアート・ミルがブリテン東インド会社のために働いた一九世紀半ばまでの間で、ヨーロッパのどの政治理論家よりも、植民地の推進と経営の実務に深く関わっていた。彼の最初の行政職は、一六六九年から一六七五年まで務めたカロライナ領主付きの秘書官であり、そのおり『カロライナ憲法草案』（一六六九年）の起草に関わった。このカロライナの最初の政府組

織についての条項には、土地と結びついた世襲の「裁判領主」の階級の創設、およびすべての「カロライナの自由人」が「絶対的な権力と權威」すなわち生殺与奪の権力を持った、家産奴隷の導入があった。ロックは、カロライナにおける寛容と保護の拡大に何らかの役割を果たした可能性があるが、この『カロライナ憲法草案』のもっともきびしい条項にも、公私ともに異議を唱えなかった。『カロライナ憲法草案』は「異端者、ユダヤ教徒、その他キリスト教の純粹さからの逸脱した者」を含めて、すべての有神論者への寛容を謳っていた。ロックがカロライナでのイングラント国教会を設立するもう一つの条項に反対したとの後世の証言があるし、一六七一年に『カロライナ憲法草案』に追加された、現地のインディアン⁽⁹⁾の奴隷化を禁止する補足法の起草者の可能性もある。カロライナ領主たちはロックの仕事をはつきりと認めた。一六七一年の四月に、この植民地の政体を立案し、現場にそれを設営したことにたえて、彼を世襲のカロライナの地方貴族である「方伯」としたからである。彼は四万八千エーカーの土地付与を受け入れはせず、ある時期にこの称号も売ろうとしたが、領主たちとの協調関係を否定したことは一度もなく、一七〇四年の死に至るまで『カロライナ憲法草案』に誇りを持っていたようだ。⁽¹⁰⁾

カロライナとの関係のおかげで、ロックは、百年以上も前のミシェル・ド・モンテーニュ以来、ヨーロッパでネイティヴのアメリカ人に会って尋問した、最初のヨーロッパの哲学者となった。

一六七〇年に、カロライナのコフィタチエキにあるキアワー・クリーク・タウンの「皇帝」の二人の息子がバルバドス経由でイングランドに旅行した。二人には英語のオネスト（正直）とジャスト（公正）という名前が与えられた。一六七二年にバミューダ経由でカロライナに帰る以前の行動については何も分かっていないが、一六七一年に『人間知性論』の第二章稿を書き終える前にロックが彼らと話したことははっきりしている。『人間知性論』の「草稿B」として知られるものの中で、数学の計算と人間の言語を比較し、あらゆる計算はたった三つの演算、すなわち足し算、引き算、比較からなると推測した。数があまりにも大きくなり、小さな数の名前を使つては言い表せなくなるほどになると、これほど大きな数があるという考えは抱けなくなる、とロックは論じた。

…そして、これが、私と話し合ったいく人かのインディアンが、他の点ではす早く理知的な才能を持っていたが、私たちなら千まで数えられるのにそれができない理由であると考える。彼らの言語は乏しく、商売も数学も知らない貧しく単純な生活のわずかばかりの必要事に適応するばかりなので、二〇まではうまく数えられるものの、その言語には千を表すような言葉がないのである。そこで、彼らと大きな数について話すとき、彼らは頭の髪を見せて、その数えられないだけの大きな数を表現するのである。⁽¹³⁾

ロックがこの一節を『人間知性論』（一六九〇年）の刊行版に入れたとき、彼は「アメリカ人」の数学的知識の制限をヨーロッパ人の理知的な能力の同様な限界と比較した。「私は疑われないが、私たち自身も、かりにもし日ごろ言葉で数えているよりもたくさん数を言葉で意味表示する適当なある呼び名を見いださえしたら、そうした数を言葉で別個に数えられただろう⁽¹⁴⁾」。こういった認識論上の謙遜は彼の後の著述の特徴となる。オネスト、ジャストとの出逢いは、ロックがネイティブアメリカンの理知的な能力についての考えを形成する助けとなったし、ヨーロッパ人しか優れた文化的自己理解を持つていないとの結論から免れさせることになった。

一六七二年から一六七六年まで、ロックはバハマとアメリカ本土間の交易のために設立された会社の株主兼共同経営者となって、パトロンであるシャフツベリ伯に仕えた⁽¹⁵⁾。一六七二年九月には、イングラントの奴隷貿易を独占していた王立アフリカ会社の特許状に名を連ねた⁽¹⁶⁾。一六七三年と七四年には、通商海外植民委員会の主事、ついで財務官ともなった⁽¹⁷⁾。一六九六年から、健康悪化のために退官を余儀なくされる一七〇〇年まで、大西洋世界の通商と植民地を監督する主たる行政組織であったイングラント通商委員会に任命された最初の委員の一人であった。そのポストにあった間、ヴァージニアの文通相手に「適正で公正な統制の下での植民地の繁栄こそ私がいつもめざしているものです」と保証し、おぼつかない健康が許す限り、委員会ではいつも活動的だった⁽¹⁸⁾。

四〇年以上にわたる行政職と資産投資により、ロッキはニュー
ヨークからカロライナまでの北アメリカ、カリブ海、アイルランド、
アフリカでのイングランドの植民活動と商業活動の実務経験を得た。⁽¹⁹⁾
こういった様々な立場で彼が書いたり共同執筆した公式文書には、

『カロライナ憲法草案』（一六六九年）、カロライナ法草案
（一六六九、一六七一年）⁽²⁰⁾、バハマ諸島入植者指示書（一六七一年）⁽²¹⁾、
北部植民地防衛説明書（一六九六年）⁽²²⁾、コネチカット土地請求調査
書（一六九七年）⁽²³⁾、アイルランド・リンネル産業報告書（一六九七
年）⁽²⁴⁾、ヴァージニア質問書（一六九七年）⁽²⁵⁾がある。彼のノートには、
社会規制、婚姻法、および陰に陽にカロライナを指した「アトラン
ティス」（一六七六〜七九年）⁽²⁶⁾というタイトルの入植様式に関する、
一連のユートピア的な覚書が残されており、他にもたとえばウィリ
アム・ペンの法とペンシルヴァニア『統治構造』に対する詳細な―
―かなり批判的でもある―コメントも見られる。⁽²⁷⁾

一七〇〇年六月に通商委員会を辞職するまでに、ロッキは一七世
紀末のイングランド大西洋世界でもっとも事情通の観察者の二人の
中の一人となっていた。当時、ロッキに勝るイングランドの植民地
行政の包括的な手腕を有する者といえは、通商委員会でのライバル
で、キャリア官僚だったサー・ウィリアム・ブラスウェートしかい
なかつた。⁽²⁸⁾ 植民地行政の経験によつて、ロッキは視野を広めもした
し関心を狭めもした。植民地事情にもっとも関わっていた一七世紀
最後の数十年間には「大西洋とインド洋の間には厳格な法的区分を

設ける根拠があつた」。商務委員会の活動により、彼はほぼ全面的
に大西洋世界に集中したし、インド洋の事件はたとえばグローバル
な海賊行為といった事例のように、大西洋地域と関係をもつにい
たつてはじめて考慮された。⁽²⁹⁾ 彼が書いた経済関連書は、彼の帝国の
ヴィジョンも同じく大西洋に限定されていた証拠を示す。経済書で
は一度だけ、東インドに言及した。そのとき、彼は敵対者に「どう
か、私たちが本國で消費する日用品と引き替えに、毎年東インドに
投じられている……大金を忘れないで」ほしいと嘆願しており、同
様に、『寛容についての第二の書簡』（一六九〇年）でもただ一度活
字にして、東インド会社に言及した。⁽³⁰⁾ 彼は商務委員会を辞めるまで
は新東インド会社には投資しなかつた。辞めた後、投資したが債券
は一年も持つていなかつたし、一七〇一年夏に売りに出して小さな
損失を出した。⁽³¹⁾

ロッキの帝国のヴィジョンは、同時代の多くのイングランドの政
治経済学者と比べると視野が狭い。たとえば、サー・ウィリアム・
ペティはブリテンとアイルランドの三王国から大西洋世界、さらに
そこから―ブリテン、アメリカ、アフリカ、アジアにわたる―
あらゆるイングランドの利害が同じ程度に示される、グローバルに
広がった経済上の政体という構想へと視野を拡大した。チャール
ズ・ダヴナントとヘンリー・マーティンによるイングランドの東イ
ンド貿易の分析も同様に包括的であり、この二人は、それぞれアジ
ア交易を、イングランド経済の繁栄にとつて、もっと全般的には、

大洋間かつグローバルな交易の構築にとつて、死活となると見ていた。彼らの分析では、主として両アメリカ大陸で産出される金銀地金は、アジアでは、奢侈品およびインドからイングランドとアメリカ植民地向けに輸出されて大きな人気を博したキャリコのようなかなり手頃な日常品のいづれとも交換が可能だった。とくに、マーティンにとつては、インドからの安価な織物の輸入はたしかにイングランドの国内産業を弱体化したかもしれないが、それは比較優位（これに対しては保護主義をとつても何ら解決策にはならない）の免れがたい副産物だった。「私たちが何らの技術もない単純労働を余儀なくされると、アメリカの野蛮なインディアン、アフリカのホッテントット、新オランダの住民と同様の暮らしとなるう」と彼は冷笑して記した。マーティンは論拠を強化するのに、『統治論』第二篇第四一節でのイングランドとアメリカの生産能力の比較論に大きく依存したが、これは単にロックの政治経済学におけるアジア貿易の欠如を目立たせる結果となった。⁽³²⁾

ロックの帝国のヴィジョンの限界は、自然法学の近代的伝統を論じる他の一七世紀ヨーロッパの著述家と比較するとよりはつきりする。たとえば、フーゴー・グロティウスの自然法についての基本的な著作は、もともとオランダ東インド会社の東南アジア海域での活動の擁護から生まれた。とくに『自由海洋論』（一六九〇年）はその最たるものであり、世界の諸海洋を股にかける貿易の自由の典拠であり、ロックも確実に知っていた作品だった。⁽³³⁾ 一六世紀末、サ

ミュエル・プーフエンドルフの人間的な社会的結合関係についての構想は、実利と交易の相互支援システムを通じて、世界の人々を連結させる商業社会という、きわめてグローバルな構想を意味した。⁽³⁴⁾ この「ネオアリストテレス的」な通商上の社会的結合関係のヴィジョンは、とりわけフランスの神学者で随筆家のピエール・ニコルの作品にある、一七世紀末のフランスのジャンセニズム（アウグスティヌス主義）に酷似している。ニコルは「平和論」（一六七一年）で、北ヨーロッパの東アジア貿易の事例を用いて、次のように述べている。

さて世界は私たちの都市である。その住民として、私たちはあらゆる種類の人間と交流を持ち、彼らからは利益も不利益もうける。オランダ人は日本と貿易し、私たち「フランス人」はオランダとする。かくして世界の最果にいる人々と交易をなす。人々はあちこちで私たちと結びついている。そして、すべての人々は、相互に必要とする物品によってあらゆる種の人間を結びつける鎖となる。⁽³⁵⁾

ニコルのグローバルな通商のヴィジョンは、ここでははかなく去りゆくものには見えないが、大西洋世界にはほぼ限定されているロックの構想とはかなり対照的である。ロックはニコルの作品を確実に知っていた。一六七〇年代半ばにこの「平和論」を翻訳していたか

らである。しかしながら、彼の政治経済学および政治理論はニコルよりも限定されたままだったし、彼の普遍主義はグロテイウスやブーフエンドルフよりも視野が狭かった。後に見るように、ロックの普遍主義は、国際主義と地域集中が組み合って特徴的なものとなり、広く受け入れられていく。

ロック的な普遍主義の限界

ロックはときおり友人とニューイングランドやカロライナに移住してみようかと冗談を言っていたが、故郷のサマーセット州から西に旅したこともなかった。五六歳になるまで大西洋すら見ていない。その歳ではじめてフランスのラロシエルから見たのである³⁶⁾。この点で、彼は一六世紀の歴史家にして編集者であるリチャード・ハクルートに匹敵する。彼は同時代のイングランドでヨーロッパ以外の世界について誰よりも知識があったが、イングランド海峡を渡ってフランスに行ったきりだった。あるいは、ハクルートの一七世紀初頭の後継者であるサミュエル・パーチャスにも肩を並べる。彼は

「自分の生まれた場所……から二百マイルも旅したことがなかった」。

もしくはロックの友人だったサー・アイザック・ニュートンにも比肩する。彼は、完全に陸に閉じこめられた生活を送りながら「もっぱら思考の奇妙な海を航海していた」³⁷⁾。ただし、パーチャス、

ニュートンとは異なり、ロックは、フランスを旅行したほぼ四年間（一六七五―七九年）、オランダに亡命していた六年間（一六八三―八九年）を含めて、イングランド以外で長期間過ごした。文通相手はほぼ世界規模の網の目を構成していた。現存している四千通近い往復書簡の中には、カリブ海、ニューイングランド、ヴァージニア、カロライナからの手紙が、ベンガル、中国からの手紙とともにある。スコットランド、アイルランド、フランス、オランダ、ドイツ、スウェーデンの友人知己とのおびただしいやりとりは言うまでもない。一七世紀の文通仲間のネットワークが量でまさり範囲で匹敵するほど広いのは、イエズス会士のアタナシウス・キルヒヤーと哲学者のゴッドフリード・ヴィルヘルム・ライブニッツのネットワークぐらいである³⁸⁾。

ヨーロッパ滞在中にはヨーロッパ以外の世界についての膨大な情報を収集した。臨終期まで、ロックの紀行文学コレクションはブリテンでかつて蒐集されたものうち最大の二つであり、それは一九五冊の書籍、多くの地図、「世界のはるか辺境のいくつかの地とりわけ東インドの住民についての」民族誌の膨大な本からなっており、それらの本には、ラップランド人、ブラジルの「人食い人種」、喜望峰の「ホットtentott」、ジャワ、アンボイナ、マッカサル、マラヤ、テルナテ、トンキン、日本、中国、「タタール」が描かれていた。ロックは主要な公刊作品を編集していく中で、自分の蔵書を漁り、グローバルなコネクションを使って医学、神学、民族

学、社会、政治といった問題のデータを求めた。⁽⁹⁾

その成果がもつとも見られるのは『人間知性論』（一六九〇―一七〇六年）の第五版である。そこでは、人間の信仰の多様性に關する情報が、観念の生得性と想定されたものへの彼の反証に決定的な武器を提供した。生得性説の主たる先例事例は神の観念であった。諸観念のうちでもっとも基本的な神の観念すら、普遍的な観念として示されないとしたら、他のいずれの観念も生得的とは言えなくなってしまう。「なぜなら、どのようにしてある神性者の生得観念なしに生得の道德原理があるか、想念しがたいからである」。ロックは「近年の航海によつて発見された」ものの記述から反証を提供した。生得性説に反駁する一、二の事例では満足せず、この節や類似した別の節に実証的な証拠を追加し続けた。『人間知性論』（一七〇六年）の死後出版された最終版では「彼が引用した典拠の数は一六にのぼる……そこに記述されている地域は、コーカサス、ラッブランドからブラジル、パラグアイ、シヤム、中国、喜望峰、その他あらゆる場所に広がっていた」と書かれている。このようにロックは一八世紀以前にブリテンのどの哲学者よりも民族誌的な情報を使いこなしていた。⁽¹⁰⁾

ロックの紀行文学の知識およびイングランドの植民地事業の官僚時代に蒐集した情報によつて人間の能力についての彼の懐疑論とヨーロッパ人の優越性とされるものへの謙遜は深められた。いまだ『自然法論』（一六六三―一六六四年頃）として知られるオックス

フォードで行った初期の講義で、ロックは「原始的で無教育の部族」をきびしく評価していた。「なぜなら彼らの大部分には、敬虔さ、慈愛の感情、忠誠、貞節、その他の徳目の証拠も痕跡もいささかも見られないからである」。ここまでは、彼は「アジアとアメリカの両者の人々」の区別をしていない。「この人びとは同じ法によつて拘束されていると考えず、長距離におよぶ陸地で、私たちから切り離されており、私たちの道德とも信仰にも慣れていない⁽¹¹⁾」。このように多様性が認識されていたことは、ロックが生得性観念についての批判を進展させる目的に助けとなった。しかし、こういった多様性の評価は一六六〇年代末、一六七〇年代初頭からはじまる後の著作では複雑性を帯びていく。この点における彼の進展途上の議論は、世界の人々のヒエラルキー的なランクづけ、すなわちあるものは自由主義の内部に位置づけたが、多くのものはその外部に位置づけた思想家の帝國的ステレオタイプとはたやすく一致しない。

ロックまでさかのぼるこの種の自由主義が、理論においては包括的で普遍的でもあったが、実践においては排除的で偶発的であったというのはいままでは陳腐となっている。この見解のもつとも雄弁で鋭い論者が言うように「歴史的現象として、リベラルな歴史の時期の特徴は、多様な集団と『諸類型』からなる人々の組織的で持続的な政治的排除であることはまちがいない⁽¹²⁾」。自由主義によつて理論的にすべての人間に約束された利益と権利を否定された、諸カテゴリーからなる人々の中には、現地民、奴隸、女性、子供、ロックが

「狂った人々」「白痴」と呼んだ精神障害者と、多種多様な人々がい
た。こういった人々を排除するのに使われた主たる基準は彼らの理
知性の欠如であり、それは「アメリカインディアンはロックが理性
の欠如を論証するために用いた事例である」と論じられている。⁽⁴³⁾し
かし、すでに見たように、ロックは、一六六三〜一六六四年に、ネイ
ティヴアメリカンの無敬虔、無慈愛、不忠誠、無貞節、その他の悪
徳を確信したとき、彼らの非理性性を告発しなかった。これもすで
に見たように、イングランドで面接していたカロライナインディア
ンの「す早く理知的な才能」について一六七一年に書いていた。唯
一『統治論』第一篇で現地民を「理性に欠け」る住人と呼んだが、
文明化されたといわれる国民の洗練さよりも教育を受けていない知
恵を称える手段としてそうした。「公平な目で世界の諸国民を觀察
する人ならば……理性に欠け教養もない住人が自然に従って正道を
歩んでいる森の方が、自ら文明的で理性的であると称しながら、先
例の權威に導かれて道を踏み外している人々の住む都市や宮殿より
もわれわれに規範を与えるのにより適していると考える十分な理由
をもつに違いない」(第一篇第五八節)⁽⁴⁴⁾。

ロックは、一般に特定の人々の間の能力の格差よりも人々の内部
の格差を見いだした。同様に『知性の指導について』(一六九七年)
では「平等な教育を受けた人々の間に、才能の大きな不平等があり
ますし、アテネの学校だけでなく、アメリカの森が、同じ種の人間
の中に異なった能力をもった人間を生み出しています」と論じた。⁽⁴⁵⁾

ロックにとって「アメリカ人」とヨーロッパ人の根本的な相違は、
知的能力ではなく偶発的な環境、教育、環境が作り出す必要性に
あった。ロックは全作品を通じて、生得の観念も物質的な「衣食住
の便」(ロックのお気に入りの言葉を使えば)も何らなしに、神は
私たちをこの世界に送り出されたのだと、主張した。人間は、(働
きかけないと)自力では動けない、神が与えし他の被造物に対して、
物心両面で働きかける必要があった。これは「労働と労働の内容を
必要とする人間生活の条件」(第二編、第三五節)「ジョン・ロック
『統治論』宮川透訳、中公クラシックス、二〇〇七年、四〇頁。以
下では本訳書を「宮川訳」とする」であった。⁽⁴⁶⁾

人間は神の被造物を増やすことも減らすこともできず、物心両面
で、自らの裁量によって神の被造物を構築する義務がある。ロック
の人間労働の「構築主義的な」理解と呼ばれるものは『人間知性
論』における彼の認識論の基本にあった。

人間自身の知性というこの小さな世界での人間の支配力は、可
視的な事物「もの」の大きな世界の場合とほとんど同じなので
ある。この可視的な事物「もの」の世界では、人間の力能は、
どんな技術と熟練によって運用されようと、手元に用意されて
いる材料を複合したり分割したりする以上には出ない……⁽⁴⁷⁾。

私たちが利用するための物質に自然を交換しなければならないのと

同じように、観念のストックを供給するのが私たちの責務である。

「……私たちがそれら「技術や技能」をもたないとしても、勤勉と考察が私たちに欠けているのであって、神に恵みが欠けているのではない」（『人間知性論』一巻四章一六節「（一）、一一七頁」）。かくして、人間が勤勉に活動しないなら、神に与えられた機会をつかみ損ねたら、あるいは「西インド諸島の住民」のように切りつめられた環境に縛られてしまうなら、神そのものの観念さえ、橋や家というような物理的な構築物がなくなってしまうように、なくなってしまう。

……これらを供給するために、自然はわれわれに、ほとんどは粗にして使用に耐えない素材を提供するのみである。それらを手直してわれわれの必要を満たすためには、労働、技術や思考が必要となるから、もしも人間の知識が、その労働を短縮し、また最初は何の役にも立たないように見えたもろもろの物を改良する方法を見出さなかったなら、われわれは、貧しく惨めな用をかうして満たす程度のものを作り出すことだけに、時間のすべてを費やしていただろう。その充分な証拠は西インドの、あの広大で豊かな世界の住民たちであって、彼らは、全精力を費やしながら、快適ではなく勞多い、貧しい生活を送っているのであるが、しかもなお生きるだけで精いっぱいである。その理由はおそらくだ、旧世界の住民は鉄を抽出する技術を持つ

が、あの石「鉄鉱石」の利用法を彼らが知らないということであり……⁽¹⁸⁾

道具や商品が充分あるかどうかで、特定の人々の生産性の差異が完全に説明できた。こういった利便性は偶発的で外在的だった。個人や集団の生得的とされる能力とは無関係だったからである。

ロックは徹底した類いの唯名論者であり、人種的な差異はもちろん先天的な民族的な差異もいっさい主張しなかった。いかなる人々も自然が与えた物質に応じて文明の階梯を上り下りできた。「かりにも鉄の使用が私たちの間でなくなったらとしたら、わずかの年代のうちに私たちは、古くからの未開なアメリカ原住民の欠如と無知へ不可避免的に帰つただろう。アメリカ原住民の自然の資質・備えは「私たちのような」もつとも栄える優雅な国民に少しも劣らない⁽¹⁹⁾。彼はまたネイティヴアメリカンの理知性を確信し、ヨーロッパ人、いや彼自身のような哲学者ですら享受する利点も偶発的にすぎないと確信していた。「ヴァージニアの頭目アポンカンカナがイングリランドで教育されたとしたら、この国のだれにも負けないほど物知りの聖職者・立派な数学者だつただろう⁽²⁰⁾」。こういった利点がなかったならば、ネイティヴアメリカンのようにイングリランド人もたちまち非理的な民になりうる。というのも彼らにはある人間の発明、書物がなかったから。「書物がなければ、おそらくわれわれは、インディアンたちと同程度に無知であるだろう。彼らの心は、その

身体と同様、まともな装いを得ていないのだ⁽²¹⁾。ロックは、後世の哲学者たちが高度の文明の証しと見なした、かくも多くのものを偶然にすぎないとか逆転もありうる⁽²²⁾と強調した。このために、人類史の進歩主義的なヴィジョンの中で諸文化をランク付けしたという理由で、彼を帝国の理論家と呼ぶのは不可能となっている。

ロックと帝国の正当化

ロックを帝国の理論家と呼べるか。この言葉のきわめて限定された意味でしか呼べない。近世の用法では、「帝国」は主として二つの対象を示す。主権（インペリウム）としての帝国、複合国家としての帝国の二つである。ロックは主権としての「帝国」すなわちインペリウムの意味は認識し、世界の「さまざまな国家や王国」はいかにして「明文による同意によって地上のいろいろな地方と区画に對する所有権を自分たちの間で確定した」のか、と記述した『統治論』の一節（第二篇第四五節）「宮川訳、五〇〜五一頁」のように、これが領土に適用されることも理解した。しかしながら、「帝国」が複合国家を指すと理解したという証拠はない。たとえば「イングランドの帝国」あるいは「ブリテンの帝国」といった用語は著作には現れない。ロックは、後の理論家たちが理解したような、通常、本国ないし他の中心的権威の利益のために、統一体内で拡散させ

ないよう、領地が決められ、ヒエラルキー的に組織された政体といたった意味での帝国はどこでも考えていなかった⁽²³⁾。かなり政治的な理論（とくに『統治論』）に関しては、彼はコモンウェルスすなわち国家の理論家であり、帝国の理論家ではなかった。それではいかにして帝国の理論家と見なされるに至ったのか。

この問いに対する三つの回答がある。二つは歴史に基づく回答であり、一つはもっとテキストに即した回答である。第一の回答は一八世紀末から一九世紀初頭までさかのぼる。このころ、ロックの批判者たちは彼を帝国の経験に恩恵を被った理論家と見なしていた。この時代の批判者たちは彼の政治理論の二つの特徴に集中した。一つは自然の状態の説明におけるネイティヴアメリカンの突出性、もう一つは『カロライナ憲法草案』の中で想像された植民地体制にとつて奴隷制が中心となっていることをめぐるものだった。保守的な国教徒でグロスターの地方執事、ジョサイア・タッカーは、アメリカ独立革命時に、植民者の反抗はロックの政治理論への傾倒から出てきたものだ⁽²⁴⁾と繰り返し論じた。アメリカ独立革命イデオロギーに不信任を突きつける彼の戦略として、「ロック氏とその一派」は「野蛮なインディアン部族」を、自然状態での人間的な社会的結合関係の事例として、まちがって使っているという理由で彼らの契約理論を攻撃した。「連中の仮説の証拠や説明になるからといって、アメリカの野蛮人の事例を持ってきて、私たちの耳を聳させてはならない。そんなものは徹底的に議論し綿密に検証すれば、正反対に

なってしまう」。ロックとその弟子は、ネイティヴアメリカンの本當の性質に無知であるし、この事例に訴える中で「連中はきわめて不正直な役回りを演じたはずだ」とタッカーは続けた。フランス革命の最中、もう一人の国教徒の論客でノリッジの主教ジョージ・ホーンは、同じように、ネイティヴインディアンの事例に訴えるロックに異議を唱えた。「これは自然の状態ではなく、神の似姿として作られた被造物にとつて、世界におけるもつとも不自然な状態である。そして、お上品な哲学者は、この啓蒙の時代に、われわれをチエロキー族の教師のもとに送りこんで政治を研究せよというのか」。タッカーとホーンは原住民の能力に関する高度な帝国のヴィジョンとむすびづく偏見を共有していた。両者とロックの間には距離があった。これは、ロックと後の帝国の理論家を同一視するのはいかに無理してしかできないかを示す、もう一つの証しである。

ロックの批判者たちは、帝国の経験に巻き込まれた、もう一つの下位の人々である奴隷化されたアフリカ人、アフリカ系アメリカ人に関連する偽善を非難した。タッカーはまた『カロライナ憲法案』で、ロックは「変わることなき行動原理として『カロライナのいかなる自由人も黒人奴隷に絶対的な権力と権限を有する』と……言明しているではないか」と記した。これは『統治論』第一篇の冒頭にある「隷属状態は、人間にとつてこの上なく卑しく悲惨な状態であつて……ジェントルマンはもとより、イングラント人がそれを擁護するなどということはとうてい考えられないことである」「加

藤沢、一一頁」という声明とどうやって折り合いを付けるのか。「慈悲深いロック氏、人類の自然の権利と自由の偉大で栄光ある擁護者」はこの程度のものだ。この点でロックは「共和主義者」すなわち「リベラル」と呼ばれる人々に近接しているとタッカーは考えた。この人々は「機会や不運のために自分たちより下に位置する人々には支配的に振る舞い」ながら、自分たちの上にあるあらゆるヒエラルキーの平等化には賛成する人々である。(これは「信条」としての自由主義はその性質上排他的になる、という議論の祖型と見なされよう。) 半世紀後の一八二九年に、ジュレミー・ベンサムは、ロックの私有財産への執着をあざ笑うために『カロライナ憲法案』の同じ特徴を使った。財産所有が政治参加の基準となるなら、その背理法はブリテン領カリブ海の奴隷所有者に見いだされると、ベンサムは非難した。「所有は政府が配慮する唯一の対象物である。それを所有する者のみを選ばれる権利を持つ。となれば、西インド「利害」はこの自由の擁護者」すなわちロックその人「の原則の頂点にある」。

ロックがいかにして帝国の理論家として見なされたかという問いに対する第二の歴史に基づく回答は、彼の議論は、世界中の入植者植民地で、ヨーロッパ外にヨーロッパ人の植民を推進した他の理論家によって、現地人の搾取を正当化するために、しばしば実際に使われたから、となる。たとえば、コネティカットのモヒカン族の先住民の先取権に対する、入植者の土地所有権の主張という一八世

紀初頭の文脈では、ロックは、インディアンは勤勉なイングラント人植民者よりインディアンが暮らす土地への権利を持たない未開の民であることを示す論拠として引用された⁽⁵⁵⁾。このいわゆる「農耕重視」「アグリカルチュラリスト」の論拠は、スイスの法学者エマー・ド・ヴァッテルの『諸国民の法』（一七五八年）によって広まった。重農主義の政治経済学の改訂版の中に最大の手づるを見いだした。この著書で、ヴァッテルは「労働を回避するために、もっぱら狩猟で生きようと決めた人々」および「怠惰な生活様式」を追求した「その同類」は、「……相応の根拠以上の広い土地をかすめ取っているので、より勤勉であまりに密集して閉じこめられていた他の諸国民がその土地の一部を所有するために到来しても、不満を言う道理はない」と論じていた。この論拠から「北アメリカ大陸の多くの植民地の設立は、適正な境界内に限定されれば、きわめて合法的である」という結果になった⁽⁵⁶⁾。ヴァッテルの議論は、一八世紀末から一九世紀初めにかけての帝国の拡大によって地球全体に広く知られるようになった。その力は、たとえば、シドニーの『ヘラルド』紙が、一八三八年にオーストラリアはアボリジニーにとって「もっぱら共有となつており——彼らは土地には労働力を使わなかった——彼らの所有権や権利といつてもそれはせいぜいエミューやカンガルーの持つ権利といったところだ」と宣言されたときに感知された⁽⁵⁷⁾。これは帝国の文脈における財産所有の基盤の理論的な正当化であり、表現形式上もきわめてロック的な正当化である。

以上のように帝国に関連して繰り返されたロックの議論と同様、ロックが帝国の理論家と見なされた問題に対する、第三の、今度はテキストに即した回答は『統治論』にさかのぼる。『統治論』における非ヨーロッパ人への言及はほぼ両アメリカ大陸に限られる。『統治論』ではアジアへの言及は簡単な二箇所しかなく、一つは「偉大な文明国民」（第一篇、第一四二節）「加藤訳、一五五頁」としての中国人、もう一つは、ロックが一六八一年に買った、ロバート・ノックスの「セイロン、についての最近の物語」（一六八〇年）、に描かれている絶対君主国の有害な結果への言及（第二篇、第九二節）「宮川訳、九四頁」である⁽⁵⁸⁾。その他に、ロックが使用する歴史的民族誌的事例は、ネイティヴアメリカンを意味する「アメリカ人」を指していた。ただし、ときどきクレオール入植者も指した。かくして、『統治論』第一篇では、ロックは、ペルー⁽⁵⁹⁾、カロライナの植民地、「アメリカの多くの場所における」「小部族」、「北アメリカに於いての最近の歴史書」の事例をサー・ロバート・フィルマーの族長論をあげ笑うのに使った（第五七節、第一四五節、第一五四節）「加藤訳、七〇、一五九、一六八頁」。そして、同じ第一篇では、フィルマーが融合していた権威の二つの形態、および、これもフィルマーが融合していた政治的な主権と戦争を起す権限を分けてみるために、二度「農園主」すなわち「自分自身や知己や仲間の息子たち、傭兵、金で買った奴隷たちをもつ西インド諸島の男」に言及した（第一三〇節、一三一節）「加藤訳、一四六、一四七頁」。

『統治論』第二篇で頻出する言及もほぼネイティブアメリカンに限定されている。第二篇では「インディアン」はヨーロッパで定められた実定法の効力の及ばない存在であった(第九節)〔宮川訳、一三頁〕。「一人のスイス人と一人のインディアン」が「アメリカの森林で」出会うとき、彼らは自然の状態で出会うのであり、そのゆえに、自然法によってのみ彼らの約束や取引に拘束されるのである(第二四節)〔宮川訳、一八頁〕。インディアン⁽¹⁾の家族構造は柔軟性をもつが母系制である。「アメリカの諸地方でよくあることだが、夫と妻が別れるときには、子供たちはみな母親の手許に残され、母親に従い、全く母の保護と扶養のもとに置かれる」(第六五節)〔宮川訳、六八頁〕。ヨーロッパの絶対君主制は、大西洋を越えても暴君の本能の改善には至らない。「アメリカの森の中にいて傲慢で有害だったろうと思われる人は、おそらく王位についたからといって、たいしてよくならないであろう」(第九二節)〔宮川訳、九四頁〕。あらゆる政治社会は自然のヒエラルキーではなく合意で始まった。「「またもしヨ、セ、フ、ス、・、ア、コ、ス、タ、の、言、葉、が、信、用、で、き、る、と、す、れ、ば、、、彼、は、、、ア、メ、リ、カ、の、多、く、の、地、方、に、は、全、く、統、治、が、存、在、し、な、か、つ、た、と、い、う、こ、と、を、わ、れ、わ、れ、に、教、え、て、い、る」」(第二〇二節)〔宮川訳、一〇五―一〇六頁〕。彼はこう続けている。「これにふさわしい例はアメリカの住民にみられる。彼らはベルトとメキシコという二大帝国の征服の剣や拡張する支配の届かないところに住んでいた⁽²⁾ので、生来の自由を享受している」(第一〇五節)〔宮川訳、一〇九頁〕。このような人々は「所

有地を広げたり、もつと広い面積の土地を求めて争ったりしようという気持ち」を持たない。「アメリカのインディアン⁽³⁾の国王は、いまだアジアやヨーロッパの最初の時代の見本であり」(彼らの軍隊の將軍とほとんど変わらない)ものである(第一〇八節)〔宮川訳、一一二―一三頁〕。彼らは交換手段を持たなかったわけではなく、「アメリカ人の貝殻の首飾り」は「ヨーロッパの銀貨が、アメリカ人にとってはかつて取るに足らぬものであったように、ヨーロッパの君主にとつて」取るに足らぬものだった(第一八四節)〔宮川訳、一九四頁〕⁽⁴⁾。ロックの「アメリカ人」への言及のうちほぼ半分は第二篇第五章「所有権について」、この章に集中している。私有財産が創出される以前に、神によって人類に授けられた、明確で原初的な共同体についてのロックの最初のイメージは「困い込みを知らず、いまだに共有地の借地人である、未開のインディアンを養う果実とか鹿の肉」である(第二六節)〔宮川訳、三二頁〕。これが「理性の法によつて」鹿を殺して」わがものとしたインディアンと同じ人物である(第三〇節)〔宮川訳、三五頁〕。そのようなものは「人間の生活にとつて真に有用なものであつて、生存の必要から世界の最初の共有権者たちが、今日アメリカ人がしているように探し求めたものは、その大部分が概して長持ちしないものである」(第四六節)〔宮川訳、五一頁〕。したがつて、「アメリカ人のうちいくつかの民族は……土地は豊富にもちながら、生活を快適にするものはすべてにおいて乏

しい」(第四一節)「宮川訳、四六頁」。これは「イングリランドにおける」二〇ブッシェルの小麦を産する一エーカーの土地と、同一の自然に固有の価値を持つ」がかなり異なる生産性しかない「アメリカにおける一エーカーの土地」(第四三節)「宮川訳、四八頁」を比較するとよく示される。「アメリカのどこか内陸の無人の土地に植民した」だれかも所有物をさして大きくできるわけではない。たとえできたとしても「一エーカーあるいは一〇万エーカーのすばらしい土地があり、すでに耕作されて、また家畜が十分に備えてあつても、それがアメリカの内陸部の真中であつて、世界の他の地方と交易できる望みが全くなく、したがつて生産物の売却によつて貨幣を手に入れることができないとすれば、その土地に人がどれほどの値をつけるのか」(第三六節、第四八節)「宮川訳、四一、五三、五四頁」。まさにこの事実からロックは有名な結論を導き出した。「このようにして、最初は全世界がアメリカのようなものだった。しかも今日のアメリカ以上であつた。なぜなら貨幣というものはどこにおいても知られていなかったからである」(第四九節)「宮川訳、五四頁」。

『統治論』でのこつといったアメリカへの言及の突出、「所有権について」の章での集中は、部分的には、一六八〇年代初頭にあつてもロックが継続していたカロライナとの関係の所産であつた。一六八二年の夏の間、ロックはシャフツベリ伯のロンドン邸宅に滞在した。ちょうどその折り、カロライナ領主たちはカロライナの富

を復活させる運動中で、『カロライナ憲法草案』の条項を広範な潜在的入植者にとつて魅力的にするためにこの憲法草案を改訂した。

一六八二年一月の『カロライナ憲法草案』の印刷本は、ロックの訂正と註釈付で現存しており、アメリカ——その先の、かなり入植者植民地的な種類の帝国——がその夏の彼の懸案の的だつた証拠を提供している。⁽⁶⁵⁾『統治論』の構成と執筆時期についてのもつとも緻密な検討によると、ロックは一六八〇年の末もしくは一六八一年初頭に第二篇を書き始め、一時中断した後、一六八二年初頭に再度筆をとり、この年の末に草稿を仕上げた。「所有権について」の章は最後に書かれた章の一つであること、また第二篇の残りの章とは切り離されて書かれたことは推測されるし、カロライナの富へのロックの関与という外的な証拠ばかりか、この章でのアメリカへの言及という内的な証拠にも適合する推測もあり得よう。⁽⁶⁶⁾それは「所有権について」とその前後の「奴隷の状態について」と「父権について」というそれぞれ非政治的な権力と権威を扱っている章との不連続性があるように見える理由も説明する。

「所有権について」の章を執筆する際、ロックはイングリランドとアメリカの両者で、二重の義務を履行する占取の正当化をする必要があつた。『統治論』第二篇でロックは以下のように主張した。「神はこの世界を人間に共有物として与えたもうた。しかし……神の意図が、土地をいつまでも共有で耕作されぬままにしておくべきだといふことであつたとは考えられないのである。神が土地を与えたも

うたのは、勤勉で理性的な人々の使用に供するためであり（そして労働が土地に対する彼の所有権となるべきであった）、喧嘩好きで争いを好む人々の気まぐれや貪欲のためではなかった」（第三四節）

「宮川訳、三八〜三九頁」。それぞれの人は自分自身の身体に対する排他的な権利を持ち、それゆえに身体を使う労働の権利も持つ。「そこで、自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から、彼が取り去るものは何であれ、彼はこれに労働を混合し、またこれに何か自分自身のものをつけ加え、それによってそれを自分の所有物とする」（第二七、二八節）「宮川訳、三三〜三四頁」。土地がこのような方法で占取された後にはじめて、貨幣経済が導入され、土地が乏しくなった世界の各地で「契約と合意によって」確定されることになった。「そのままの国家や王国は……明文による合意によって地上のいろいろな地方と区画に対する所有権を自分たちの間で確定した」。「その住民が、まだ他の人類に加わって共通な貨幣の使用に同意していないので」「広大な地面」は荒蕪地で共有のままになつてゐる（第四五節）「宮川訳、五〇〜五一頁」。

「所有権について」の章におけるロックの労働理論の特殊な形態は、神により人間に与えられた物からなる最初の共同体からの個人への占取を正当化する方法をめぐる彼自身の思考における転換を示した。遅くとも一六七七〜七八年にロックは、世界における明確で原初的な共同体が排他的な私有財産の体制に道を譲つていった過程についてはかなりグロテスク的な説明を提供していた。ロックは

その過程は契約的で、資源を求める無秩序的な競合状態を阻止するように作られていた、と論じた。

したがって人間たちはすべてを共同のものとして享受するか、あるいは取り決めによって自分たちのもろもろの権利を決めなければならない。もしすべてが共有のままとされれば、欠乏、強奪と力づくが不可避免的に生じるだろうし、その状態においては、明らかだが、幸福は得られない。豊かさや安全なくしては、それは存在できないのだから。この状態を回避するために、取り決めが人々のもろもろの権利を定めなければならぬ⁽¹⁶⁾。

こういった所有権の起源についての契約論的な説明は、ようやく、相互の取り決めに入る同等の能力を持つ当事者間でなされる同意を意味するようになる。一七世紀のアメリカインディアンとイングラント系アメリカ人の間の脈絡からは、移住者は、取り決めによって権利を決定する能力を、原住民がヨーロッパ人と同等に持っているとは、かならずしも認識していたわけではない。しかしながら、『カロライナ憲法草案』が二度「近隣インディアンとの……契約」に言及した（三五、五〇条）時は、暗黙のうちに、この草案はカロライナのインディアン集団的に連合する能力を認識していたが、入植者が原住民から「購入や贈与」によりいかなる土地も保有したり所

有権を主張することを禁じた（一一二条）⁽⁶⁷⁾。国際法からみたインディアンの主権（インペリウム）は、この結果、財産権（ドミニウム）とは区別された。財産権は彼らの領地に対するインペリウムの属性とも個々人の譲渡可能な属性とも見なされなかつた。

「所有権について」の章におけるロックの議論は、少なくとも、カロライナ植民地の設営基盤となる占取の正当化とは相容れないものではないことを確実にした。こういった制限された正当化は一七世紀末までに用いられた。たとえば、アメリカインディアンの不信心だけでは支配の正当化を与えることにはならなかつた。『カロライナ憲法草案』は「カロライナの原住民は」キリスト教にはまったく無知だから、偶像崇拜、無知、また誤りがあるからといって、彼らを排除し、虐待する権利はわれらにはない。『ロック政治論集』、二七頁。ロック自身は後に『寛容についての書簡』（一六八五年）でまったく同じ議論を行った。「いかなる人も……その人の宗教を理由としてその世俗的な権利、財産を奪われるべきではありません。アメリカ人がキリスト教の国王に臣従したときでさえ、われわれと同じ信仰や礼拝を取らないからといって、身体や財産に罰を受けてはならないのです」⁽⁶⁸⁾。征服の論拠もあり得なかつた。なぜなら、ロック自ら、『統治論』第二篇第一章、とくに以下の箇所、正当な戦争での征服の権利ですら「戦争に加わった人々の生命にしかおよばないのであり、彼らの資産」ないし子孫にはおよばない（第一八二節）〔宮川訳、一九一〇一九二頁〕と明確に述べているから

である。このように信じないならば、「すべての人」が生まれながらにしてもっている二重の権利、自分の身体に対する自由の権利、および「他人に先んじて、その兄弟とともに父の財産を相続する権利」（第一九二節）〔宮川訳、一九八頁〕を否定することになる。こういった理由で、イングランドのインペリウムもしくはドミニウムの基盤としての両アメリカ大陸の征服の権利への正当的な訴えは存在しえなかつた。

唯一残された議論は、支配は土地を際限まで耕作する、とくに、土地を開墾せよという聖書（『創世記』第一章二八節、第九章第一節）の命令を実現する、もつとも完璧な有能なる者の手中に落ちたとの（もともとはローマ法から由来する）主張であつた。⁽⁶⁹⁾ 正確に言えば、この議論は、イングランド王室の勅許状にある条件に従つて、カロライナの土地の領主が主張した権利の底流にあつた。もともとの一六二九年の勅許状は、カロライナを「これまで耕作されず……しかし、一部には野蛮人が住んでいた」地域と呼び、この記述は、チャールズ二世が一六六三年に領主たちに「いまだ開墾されず、植民されず、全能の神についての知識を持たざる野蛮な民が生息するにすぎないアメリカの各地の……ある国に……わが臣民を送り、豊かな植民地を作る」よう求めた勅許状で再確認された。⁽⁷⁰⁾ この「農耕重視」〔アグリカルチュラリスト〕の論拠こそ、契約、征服の論拠、慈悲の論拠がしだいに棄却されていった後に、植民地的剝奪に与えられる最良の正当化となり、ロックが『統治論』第二篇で採用した

論拠に他ならなかった。

ロックは、一六九八年以後しばらく『統治論』第二篇の最終草稿の改訂をしたとき、アメリカ関連の論拠が多くなった。もともと大きな変更と追加は「所有権について」の章でなされ、それは一六九〇年代末の商務委員会委員としての経験に由来した。まず、彼は土地の囲い込みと開墾から生まれる恩恵についての評価を大きくしている。「労働によって土地を占取する者は人類の共同の資産を減少させるのではなく、かえってこれを増大させる」。「私はここで改良地を大変低く見積つてその生産高を一〇対一としたが、実際にはほとんど一〇〇対一なのである。というのは、何らの改良も耕作も経営もされずに、自然のままに放置されているアメリカの原始林や未開の荒蕪地の千エーカーの土地は、その貧困でみじめな住民に対し、果たしてデボンシャーのよく耕作された、同様に肥沃な一〇エーカーの土地が産出するのと同じほど多くの衣食住の便を産出しているのだろうか、私は問いたいからである」(第三七節)「宮川訳、四二―四三頁」。少し後のパラグラフで彼は、この考察をウィリアム三世とその大臣のための経済的な国家理性の主張に転換させる第二の追加をおこなった。彼はもともとあらゆる日常品を生産する多様な形態の労働についての短い議論を、価値を生み出すのに土地はあまり重要ではないとの考察で結んでいた。「この部分にはきわめて小さい。だからわれわれの間でさえ、全く自然のままに放置され、牧畜、耕作、栽培による改良が加えられていない土地は……

荒蕪地と呼ばれている」。改訂版では言い換えも含めて、次のように続けている。「このことから明らかなのは、領土の大きさよりも人口の多いことのほうがいかに望ましいかということ、土地「言い換えると人手？」の増加とそれを使用する権利が統治の重要な技術であることである。また世の君主であつて、確立された自由の法により権力の圧迫や党派の偏狭をしりぞけ、人類の誠実な勤労を保護し奨励しようとする賢明にして神のごとき者は、たちまち隣国にとつてまことに手ごわい君主になるだろうということである」(第四二節)「宮川訳、四八頁」。

このような勤勉の奨励は、ロックにとつてはブリテン本国と大西洋を越えたアメリカで同じ重要性をもつ問題であつた。一六九七年に商務委員会のためにイングリッド救貧法論に書いたように、労働は「勤勉な者たちへのしかかる重荷」であつた。真の貧民救済は「彼らに仕事を見つけてやること、彼らが怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないよう、配慮することから成り立っています」。労働を厳格に統制すると、貧民の子供たちに教育を与える恵みとなり、子供たちは学校で労働を身につけられ、「勤勉さに対するのと同様、宗教と道徳にもまったく縁がない人びと」とはもはやならないことが保証される。これは、おそらく二〇年ほど前の『カロライナ憲法草案』が「キリスト教にはまったく無知」だが、強奪されたり虐待されたりする言われはないカロライナの先住民に似ていた。

『カロライナ憲法草案』、『統治論』、『救貧法論』をつなぎ合わせ

ると、帝国の理論家としてのロックについて二つの結論が示唆され、これによって本稿で取り上げたこの他の作品から得た証拠も説得性のあるものとなる。第一の結論は、彼の構想は、世界のその他の部分とその住民に対するイングランド、ブリテン、ヨーロッパの優越性という普遍主義的なヴィジョンではなかったというものである。

これは「文明の」人々と見なされた者のみのためにある公式な平等を想定しなかった。じじつ、ロックが『寛容』についての書簡のあまり論議されたことのない一節で述べているように、「キリスト教徒」ですら、本国の境遇から切り離され、不慣れで依存する立場におかれると、移民先にいる「異教徒」よりもさらに弱い立場となった。

わずかな数のキリスト教徒が、すべてのものを失って、異教徒の国に到着したとします。その住民たちにこれらの外国人が、人間愛に訴えて、生活の必需品を恵んでほしいと懇願し、その必需品が与えられて、そこに住むことが認められ、みなともに寄り集まって、一つの団体までに成長したとします。このようにキリスト教はその国に根を下ろし、拡がっていきますが、直ちには、最強の宗教とはなりません。そういう状況にある間は、人々の間に平和と友情と信頼と平等が保持されています。

慈悲心によって、異教徒とキリスト教徒の平等な待遇が促され、弱

さによって、脆弱な寛容が導かれる。しかしながら、支配が重大視され、宗教の純粹性が前提とされると、不寛容ばかりか強奪と破壊がもたらされる。

ついに為政者がキリスト教徒となり、かくしてその派がもつとも有力なものとなったりします。するとたちまち、すべての契約が破棄され、すべての市民権が侵されて、偶像崇拜を根絶しようということになるでしょう。純真無垢の異教徒たちは公正の規則と自然の法の厳格な遵守者で、社会の法をいささかも犯しはしない人たちであったのですが、彼らがその古い宗教を捨て、新奇な宗教を受け入れないかぎり、彼らは先祖伝来の土地と財産を奪われ、さらにおそらくは生命そのものを奪われることになりました。

彼が導き出した結論は、形態上は大西洋的だったが適用上はもつと普遍的だった。「ものごとの道理は、アメリカでもヨーロッパでも変わらないからです……アメリカの異教徒も、ヨーロッパの非国教徒も、支配的な国教会によってその世俗的な財産を奪われるいわれはありませんし……市民的な権利が宗教上の理由で変えられたりすべきではないことは、いずこの地でも同じなのです」。

第二の結論は第一の結論から導き出される。ロックの理論は、理性は（たとえば中国にいる文明の人々ばかりか）アメリカでもヨーロッパでも

「ロッパでも」まったく平等であるがゆえに、すべての成人した人間は同じ理性を保有していると言えるまでに、非ヒエラルキー的な理論であった。『統治論』第二篇で述べているように、神は、土地の所有権を獲得する手段としての労働で、「勤勉で理性的な人々の使用に供する」土地を与えた。しかしこの一節にある「勤勉な人々と理性的な人々」の反対は「怠惰」な人々と「非理性的な」人々ではなく「喧嘩好きで争いを好む人々」だった。すなわち、「自分の役に立つという、理性によって定められた限界」を超えて、不当にも「自分には何の権利もない、他人が苦勞して得た利益をほしがる」人々であった（第三一、三四節）。「宮川訳、三六―三九」。理性的な人間は所有する権利をもつが、それは勤勉さを行使し他人の労働の果実を侵害しない場合に限る。ロックは知的であれ何であれ無能を理由にした占有を正当化しなかった。富の蓄積は理性が定めた限界のうちで追究されるのであれば「確立された所有権をめぐっての論争や口論が生ずる余地は、当時はほとんどありえなかった」(第三一節)。「宮川訳、三七頁」。理性性をヨーロッパ人と結びつけたり、非理性性を先住民と結びつけたりはいっさいしなかった。たとえ、後世の入植者植民地主義者が、勤勉の欠如とは正反對の、生得のものとしてされた理性的な優位性を根拠として、先住民からの強奪の論拠を求めたにしても、このようなロックの『統治論』第二篇からの正當化は、理論上、歴史上のかなりのこじつけをもってしかできなかった。

私は本稿でロックの著作をすっかり見ていけば、彼の帝国構想について、ずっとバランスのとれた説明を提示できることを示そうとした。たとえば、ロックの奴隷制論をめぐる最近の議論を踏まえて、ロックの思想は変化を遂げたこと、歴史上のロックは、後世のロク人（びと）たち——彼の信奉者であれ作品の分析家であれ——が評価してきた以上に複雑でしばしば葛藤があったということは示すと、望みたい。ロックの理論には状況上と概念上の二つの限界があった。これを踏まえれば、私たちは、広範にわたる状況によって、しばしば単一の帝國的「自由主義」（ロックはいまやその始祖と見なされている）とくくられるものの多様な変種が生みだされ、必要とされたことを認識しなければならぬ。ロックの政治理論の形成がイングランド国家の植民地官僚にして経営者としての経験に決定的に負っていることも疑いない。しかし、こういった経験はまた彼の普遍主義を限界づけたし、あとあと彼の論拠が盗用されると、のちのちの植民地での偶発事に適合させるために、そういった論拠を練り直す必要に迫られることも確実にした。

もしも時代錯誤的な速記用語「自由主義」を使って、ロックの政治理論を記述するとしたら、私たちは、多様な変種をもつ帝國的および植民地的自由主義が存在してきたこと、それらには必ずしも相互連携があるわけではないことを認識しなければならない。また、

もしも自由主義そのものによって、自由主義と帝国との共犯関係の痕跡がさらけ出されたり消去されたりするならば、このことは、多様にかつ歴史的に鋭敏な方法で、さまざまなポストコロニアル自由主義を創出するように企てられるべきであろう。その中にはロックの遺産を大胆に参考とするものもあるのかもしれない。

註

*本稿の前バージョンに詳細なコメントをしてくれた以下の方々に、特別の感謝を申し上げます。タニエル・ケアリ、ティム・ハリス、カルナ・マンテラ、三浦永光、サンカー・マス、下川潔、山田園子。本稿はクレンドン版ジョン・ロック全集のロックの植民地関係の著作の編集をしていた、私の仕事を由来とする。このプロジェクトへ忍耐強い支援をしていただいた以下の方々に深く感謝する。マーク・ゴルデナー、ジョン・シルヴァン、ジェームズ・タリー。また本稿は以下に掲載される。Sankar Muthu, *Empire and Modern Political Thought* (Cambridge, 2010), ケンブリッジ大学出版会から本誌への掲載許可をいただいた。

(一) ナンに以下を参照。James Tully, 'Rediscovering America: The Two Treatises and Aboriginal Rights', in Tully, *An Approach to Political Philosophy: Locke in Contexts* (Cambridge, 1993), 137-76; Barbara Arneil, *John Locke and America: The Defence of English Colonialism* (Oxford, 1996); Duncan Ivison, 'Locke, Liberalism and Empire', in Peter R. Anstey, ed., *The Philosophy of John Locke: New Perspectives* (London, 2003), 86-105; David Armitage, 'John Locke, Carolina, and the Two Treatises of Government', *Political Theory*, 32 (2004), 602-27; James Farr, 'Locke, Natural Law, and New World Slavery', *Political Theory*, 36 (2008), 495-522.

(二) Jonathan Israel, 'Enlightenment? What Enlightenment?', *Journal of the History of Ideas*, 67 (2006), 529. 以下「ロックと帝国のヘネコロギー問題者」呼称のはおやぶらへおまり公刊ではなう」[p.604] とを認るべしる以下も見て。Israel, *Enlightenment Contested: Philosophy, Modernity, and the Emancipation of Man 1670-1752* (Oxford, 2006), 546, 603-5.

(三) James Tully, *Public Philosophy in a New Key: II. Imperialism and Civic Freedom* (Cambridge, 2008), 27 (巻末註 15 Tully).

(四) ナンに以下を参照。Bhikhu Parekh, 'Liberalism and Colonialism: A Critique of Locke and Mill', in Jan Nederveen Pieterse and Bhikhu Parekh, eds., *The Decolonization of Imagination: Culture, Knowledge and Power* (London, 1995), 81-98; Uday Singh Mehta, *Liberalism and Empire: A Study in Nineteenth-Century British Liberal Thought* (Chicago, 1999), 1111に要約した前提としてこの鋭く考察は以下を参照。Daniel Carey and Sven Trakulhan, 'Universalism, Diversity, and the Postcolonial Enlightenment', in Daniel Carey and Lynn Festa, eds., *Postcolonial Enlightenment: Eighteenth-Century Colonialism and Postcolonial Theory* (Oxford, 2009), 240-80.

(五) Mehta, *Liberalism and Empire*, 1. 111ページは自由主義の読み方としてこの読解図を参照。Jennifer Pitts, *A Turn to Empire: The Rise of Imperial Liberalism in Britain and France* (Princeton, 2005).

(六) ナンに以下を参照。Sankar Muthu, *Enlightenment Against Empire* (Princeton, 2003), ch. 5; 帝国の発展を促したとして以下を参照。Andrew Porter, 'From Empire to Commonwealth of Nations', in Franz Borsch and Hermann Hiery, eds., *Imperium/Empire/Reich. Ein Konzept politischer Herrschaft im deutsch-britischen Vergleich* (Munich, 1999), 167-78.

(七) ナロトヤンに以下を参照。Martine Julia van Ietersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch*

Power in the East Indies, 1595-1615 (Leiden, 2006); 『ルネサンスの風波』(1974)『ロンドン紀行』(1974) Eric Stokes, *The English Utilitarians and India* (Oxford, 1959) 42-43. Bart Schulz and Georgios Varouxakis, eds., *Utilitarianism and Empire* (Lanham, MD, 2005).

(8) 『カロライナ憲法草案』にロックが参加した証拠(1701)については以下を見よ。
J. R. Milton, 'John Locke and the Fundamental Constitutions of Carolina', *The Locke Newsletter*, 21 (1990), 111-33. Armitage, 'John Locke, Carolina, and the *Two Treatises of Government*', Philip Milton, 'Pierre Des Maizeaux, A Collection of Several Pieces of Mr. John Locke, and the Formation of the Locke Canon', *Eighteenth-Century Thought*, 3 (2007), 260-5.

(9) *The Fundamental Constitutions of Carolina* (1669), §§ 22-3, 101, in John Locke, *Political Essays*, ed. Mark Goldie (Cambridge, 1997), 166, 180 [『ジョン・ロック『ロンドン政治論集』山田園子、吉村伸夫訳、法政大学出版局、二〇〇七年、一〇三二頁]。

(10) *The Fundamental Constitutions of Carolina*, § 87, in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 178 [『ロンドン政治論集』(1997)；John Marshall, *John Locke, Toleration and Early Enlightenment Culture* (Cambridge, 2006), 599-600. *A Collection of Several Pieces of Mr. John Locke, Never before Printed, or Not Extant in his Works*, ed. Pierre Des Maizeaux (London, 1720), 42 n.; The [British] National Archives, Kew (以下、TNA) 蔵記), CO 5/286, fol. 41r. Temporary laws for Carolina (December 1671), pld. in [W. J. Rivers], *A Sketch of the History of South Carolina to the Close of the Proprietary Government by the Revolution of 1719* (Charleston, SC, 1856), 353, 374 の 6 [英] 『ジョン・ロックの手書』(1948)。

(11) Bodleian Library, Oxford, Locke Manuscripts (以下、Bod. MS Locke) 蔵記), b. 5.9 (4 April 1671). Armitage, 'John Locke, Carolina and the *Two Treatises of Government*', 608-11.

(12) St. Julien R. Childs, 'Honest and Just at the Court of Charles II', *South Carolina Historical Magazine*, 64 (1963), 27; Gene Waddell, *Indians of the South Carolina Low Country, 1562-1751* (Spartanburg, SC, 1980), 236; Alden T. Vaughan, *Transatlantic Encounters: American Indians in Britain, 1500-1776* (Cambridge, 2006), 104; Farr, 'Locke, Natural Law, and New World Slavery', 498; Farr, 'Locke, "Some Americans", and the Discourse on "Carolina"', *Locke Studies*, 9 (2009).

(13) John Locke, 'Draft B (1671) of the Essay', § 50, in *Drafts for the Essay Concerning Human Understanding and Other Philosophical Writings*, eds. Peter H. Niddich and G. A. J. Rogers, 3 vols. projected (Oxford, 1990-), I, 157 (『英文原典引用集』)。

(14) John Locke, *An Essay Concerning Human Understanding*, ed. Peter H. Niddich (Oxford, 1975), 207 (II, xvi, 6) [『ジョン・ロック『人間知性論』大槻春彦訳、岩波文庫、一九九七年、(二) 八二頁]。

(15) Hampshire Record Office, Winchester, Malmesbury Papers, 7M154/232. Articles of Agreement of the Bahamas Adventurers (4 September 1672); British Library, London (以下、BL) 蔵記), Add. MS 15640, fols. 3r-8v, 9r-15r; K. H. D. Haley, *The First Earl of Shaftesbury* (Oxford, 1968), 232-3. シヤフトン伯爵の植民地構想(以下)を見よ。Tom Leng, 'Shaftesbury's Aristocratic Empire', in John Spurr, ed., *Anthony Ashley Cooper, First Earl of Shaftesbury, 1621-1683* (Aldershot, forthcoming), 11 の重要論文の先行版を見よ。また、シヤフトン博士の蔵書(以下)。

(16) TNA, C 66/3136/45, CO 268/1/11 (27 September 1672).

(17) Library of Congress, Washington, D.C., Phillips MS 8539, pt. 1, Journals of the Council for [Trade and] Foreign Plantations, 1670-4; Ralph Paul Bieber, 'The British Plantation Councils of 1670-4', *English Historical Review*, 40

24 (1925), 93-106.

51 号 『Locke to James Blair. 16 October 1699, in *The Correspondence of John Locke*, ed. E. S. de Beer, 8 vols. to date (Oxford, 1976-). VI, 706; Peter Laslett, John Locke, the Great Recoinage and the Origins of the Board of Trade 1695-1698', in John Yolton, ed., *John Locke: Problems and Perspectives* (Cambridge, 1969), 137-64.

文学部 『紀要』 (9) 植民地問題とロッキンソンの実証的著作『大西洋の島々』。John Locke, *Colonial Writings*, ed. David Armitage (Oxford, forthcoming).

(8) Bod. MS Locke c. 39, fol. 3 (1669?), ptd. in Milton, John Locke and the Fundamental Constitutions of Carolina, 122; TNA CO 5/286, fol. 41 (December 1671), ptd. in [Rivers], *A Sketch of the History of South Carolina*, 353.

(2) 'Bahama Instructions' (30 December 1671), TNA CO 5/286, fol. 39.

(2) TNA CO 324/6, fols. 30r-34v (30 September 1696). 『大西洋の島々』。TNA CO 324/6, fols. 30r-34v. Documents Relative to the Colonial History of the State of New-York, ed. E. B. O'Callaghan, 10 vols. (Albany, 1853-58), IV, 227-30.

(2) TNA CO 5/907, pp. 222-38 (10 August 1697); Bod. MS Locke c. 30, fols. 55-6 (『大西洋の島々』。『紀要』)。

(2) BL MS Harl. 1324, fols. 22r-31r (31 August 1697), ptd. in H. R. Fox Bourne, *The Life of John Locke*, 2 vols. (London, 1876), II, 363-72.

(2) Bod. MSS Locke c. 30, fols. 59-60; e. 9, fols. 39-43; Michael Kammen, 'Virginia at the Close of the Seventeenth Century: An Appraisal by James Blair and John Locke', *Virginia Magazine of History and Biography*, 74 (1966), 141-69; Richard Ashcraft, 'Political Theory and Political Reform: John Locke's Essay on Virginia', *Western Political Quarterly*, 22 (1969), 742-58.

(2) John Locke, 'Atlantis' (1676-9), ptd. in Luciana Bellatalla, *Atlantis: Spun-ti e appunti su un inedito lockiano* (Lucca, 1983), 56-64; Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 253-9. 『ロッキンソンの政治論集』。一五五—一六五頁。

(2) John Locke, 'Pensilvania laws', 'The frame of the Government of Pennsylvania', Bod. MS Locke f. 9, fols. 33-7, 38-41; extracts ptd. in Maurice Cranston, *John Locke: A Biography* (London, 1957), 261-2.

(2) Barbara C. Murison, 'The Talented Mr Blathwayt: His Empire Revisited', in Nancy L. Rhoden, ed., *English Atlantics Revisited: Essays Honouring Professor Ian K. Steele* (Montreal and Kingston, 2007), 33-4.

(2) 『大西洋の島々』。TNA, CO 324/6, fols. 160r-64v, 166v-71r, 175; CO 5/1116, fols. 1r-17v; 『大西洋の島々』。Bod. MS Locke c. 30, fols. 62-63, 『大西洋の島々』。『紀要』。Tracy 97; Lauren Benton, 'Legal Spaces of Empire: Piracy and the Origins of Oceanic Regionalism', *Comparative Studies in Society and History*, 47 (2005), 718.

(2) Philip J. Stern, 'A Politic of Civill & Military Power', Political Thought and the Late Seventeenth-Century Foundations of the East India Company-State', *Journal of British Studies*, 47 (2008), 253-83; John Locke, *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest* (1696), in Locke on Money, ed. Patrick Hyde Kelly, 2 vols. (Oxford, 1991), I, 333; Locke, *A Second Letter Concerning Toleration* (London, 1690), 51.

(2) Bod. MS Locke c. 1, fols. 106, 107.

(2) David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000), 152-3. 『大西洋の島々』。『帝国の誕生——ロッキンソンの大西洋の島々の起源』。平田雅博、若井淳、大西晴樹、井藤早織訳、日本経済評論社。二〇〇四年。二二五—二二六頁。]; Ted McCormick, *Sir William Petty and the Ambitions of Political Arithmetic* (Oxford, 2010), 230-3; Istvan

Hont, *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective* (Cambridge, MA, 2005), 201-22, 245-58; Henry Martyn, *Considerations upon the East-India Trade* (London, 1701), 58, 72-3.

(87) Hugo Grotius, *The Free Sea*, ed. David Armitage (Indianapolis, 2004); Grotius, *Commentary on the Law of Prize and Booty*, ed. Martine van Ittersum (Indianapolis, 2006). ロッセウスの Grotius's Mare Liberum (1609) 及び Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres* (The Hague, 1680) の題を共に用いた。Bod. Locke 9, 99.

(88) Richard Tuck, *The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant* (Oxford, 1999), 167-72.

(89) Hont, *Jealousy of Trade*, 45-51, 159-84; Pierre Nicole, 'Treatise Concerning the Way of Preserving Peace with Men' (1671), trans. John Locke, in *John Locke as Translator: Three of the Essays of Pierre Nicole in French and English*, ed. Jean S. Yolton (Oxford, 2000), 117. 以下を略す。Richard Cumberland, *A Treatise of the Laws of Nature* (1672), ed. Jon Parkin (Indianapolis, 2005), 318.

(90) *Correspondence*, ed. de Beer, I, 379, 590, II, 27, 34, 40, 68, 95, 105, 132, 141, 147, 441, 444; Bod. MS Locke f. 28, fol. 19; *Locke's Travels in France, 1675-1679, as Related in his Journals, Correspondence and Other Papers*, ed. John Lough (Cambridge, 1953), 232. 「ロッセウスの大英とフランスの交渉の歴史」(以下) 7 September 1678).

(91) Peter C. Mancall, *Hakluyt's Promise: An Elizabethan's Obsession for an English America* (New Haven, 2007); Samuel Purchas, *Hakluytus Posthumus, or, Purchas his Pilgrimes*, 4 vols. (London, 1625), I, i, 74; William Wordsworth, *The Prelude* (1850), III, 63, in Wordsworth, *The Prelude: 1799, 1805, 1850*, eds. Jonathan Wordsworth, M. H. Abrams and Stephen Gill (New York,

1979), 195; Simon Schaffer, 'Newton on the Beach: The Information Order of the *Principia Mathematica*' (unpublished lecture).

(92) Mark Goldie, 'Introduction', in *John Locke: Selected Correspondence*, ed. Goldie (Oxford, 2002), viii, xviii; Paula Findlen, ed., *Athanasius Kircher: The Last Man Who Knew Everything* (New York, 2004); Paul Lodge, ed., *Leibniz and His Correspondents* (Cambridge, 2004).

(93) BL Add. MS 5253; Locke to William Charleton, 2 August 1687, in Locke, *Correspondence*, ed. de Beer, III, 240.

(94) Locke, *Essay Concerning Human Understanding*, ed. Nidditch, 87-8 (L. iv, 8) 『人論』(1) 104-105頁。Daniel Carey, *Locke, Shaftesbury, and Hutcheson: Contesting Diversity in the Enlightenment and Beyond* (Cambridge, 2006), 71-92; Carey, 'Locke, Travel Literature, and the Natural History of Man', *The Seventeenth Century*, 11 (1996), 263. ロッセウスの *The Law of Nature* (c. 1663-4); Locke, *Essays on the Law of Nature and Associated Writings*, ed. W. von Leyden (Oxford, 1954), 172-4/173-5 (Latin/English).

(95) Locke, *Essays on the Law of Nature*, ed. von Leyden, 140/1, 162/3 (Latin/English).

(96) Mehta, *Liberalism and Empire*, 46-7 (巻頭と脚注), 52-61 (ロッセウスの *Liberalism and Empire*); Mehta, 'Liberal Strategies of Exclusion', *Politics and Society*, 18 (1990), 427-54; Andrew Sartori, 'The British Empire and Its Liberal Mission', *Journal of Modern History*, 78 (2006), 623-42.

(97) Barbara Arneil, 'Citizens, Wives, Latent Citizens and Non-Citizens in the *Two Treatises*: A Legacy of Inclusion, Exclusion and Assimilation?', *Eighteenth-Century Thought*, 3 (2007), 209-22, 216 (中尾編訳)。

- (44) John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett, rev. edn. (Cambridge, 1988), 183. 『シモン・ロッチ』『統治二論』加藤節訳、岩波書店、二〇〇七年、七一頁。本訳稿では「加藤訳」とする。本稿での引用はすべて『ラスレット版からとし、とくに断る限り、篇のラテンラフ番号を示す。
- (45) John Locke, *Of the Conduct of the Understanding*, ed. Paul Schuurman (Keel, 2000), 156. 『シモン・ロッチ』『知性の正しき導き方』石川潔訳、御茶の水書房、一九九九年、五頁。
- (46) 以下と比較せよ。E. J. Hundert, 'The Making of Homo Faber: John Locke between Ideology and History', *Journal of the History of Ideas*, 33 (1972), 3-22.
- (47) Locke, *Essay*, ed. Niddich, 120 (II. ii. 2). 『人間知性論』(一)′ 一五九頁]。
- (48) John Locke, 'Understanding' (8 February 1677), Bod. MS Locke f. 2, p. 44, ptd. in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 261. 『ロッチ政治論集』一六七～一六八頁]。
- (49) Locke, *Essay*, ed. Niddich, 646 (IV. xii. 11). 『人間知性論』(四)′ 一一二四頁]；ロッチの反英性論について述べられていることを見よ。Peter R. Anstey and Stephen A. Harris, 'Locke and Botany', *Studies in History and Philosophy of Biological and Biomedical Sciences*, 37 (2006), 151-71.
- (50) Locke, *Essay*, ed. Niddich, 92 (I. iv. 12). 『人間知性論』(一)′ 一一三頁]。『草稿B』でロッチはもう一人サー・ニコラス・マートンの指導者アマンナ・トマンの事例を用いて同じ点を指摘している。Locke, 'Draft B', § 12, in *Drafts for the Essay*, eds. Niddich and Rogers, I, 120. 『草稿B』を参照せよ。[John Lederer.] *The Discoveries of John Lederer*, trans. Sir William Tabot (London, 1672), 7.
- (51) Locke, 'Of Study' (27 March 1677), in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 367. 『ロッチ政治論集』三五四頁]。
- (52) David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire* (Cambridge, 2000), 29-32. 『帝国の誕生』四〇～四四頁]。
- (53) 以下と比較せよ。Charles S. Maier, *Among Empires: American Ascendancy and its Predecessors* (Cambridge, MA, 2006).
- (54) Josiah Tucker, *A Treatise on Civil Government, in Three Parts* (London, 1781), 200-1. タッカー・ロッチについて詳しくは参照せよ。J. G. A. Pocock, 'Josiah Tucker on Burke, Locke, and Price: A Study in the Varieties of Eighteenth-Century Conservatism', in Pocock, *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century* (Cambridge, 1987), 167-79.
- (55) George Horne, 'Mr. Locke, Consideration on His Scheme of an Original Compact' (c. 1792), in *The Scholar Armed Against the Errors of the Time: Or, A Collection of Tracts on the Principles and Evidences of Christianity, the Constitution of the Church, and the Authority of Civil Government*, 2nd edn., 2 vols. (London, 1800), II, 294.
- (56) [Josiah Tucker.] *A Series of Answers to Certain Popular Objections, Against Separating the Rebellious Colonies, and Discarding them Entirely* (Gloucester, 1776), 103-4; Tucker, *A Treatise on Civil Government*, 168; Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Laslett, 141.
- (57) Jeremy Bentham, 'Article on Utilitarianism' (8 June 1829), Bentham Papers, University College London, XIV. 432 (『 Bentham Papers』, 433).
- (58) John Bulkeley, 'Preface', in Roger Wolcott, *Poetical Meditations, Being the Improvement of Some Vacant Hours* (New London, 1725); Tully, 'Rediscovering America: The Two Treatises and Aboriginal Rights', in Tully, *An Ap-*

proach to Political Philosophy, 166-8

(5) Emer de Vattel, *The Law of Nations*, eds. Béla Kapossy and Richard Whatmore (Indianapolis, 2008), 129-30 (l. vii. 81).

(6) 以下引用。Duncan Ivison, 'The Nature of Rights and the History of Empire', in David Armitage, ed., *British Political Thought in History, Literature and Theory, 1500-1800* (Cambridge, 2006), 197.

(7) Robert Knox, *An Historical Relation of the Island of Ceylon* (London, 1680), 43-7; Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Laslett, 327 n. 12; Anna Winterbottom, 'Producing and Using the *Historical Relation of Ceylon*: Robert Knox, the East India Company and the Royal Society', *British Journal for the History of Science*, 42 (2009).

(8) ロックはポルトガル人の食入風習の事例やガランソン・ド・ト・ユーニカから使った。Locke, *Essay*, ed. Niddich, 71 (l. iv. 9) 『人間知性論』(1)「一〇六頁」。ロックはガランソンによってポルトガル語を学んだ。James W. Fuerst, *Mestizo Rhetoric: The Political Thought of El Inca Garcilaso de la Vega* (PhD thesis, Harvard University, 2000), 349-405.

(9) 植民地の文脈での「民衆の首飾り」や金貨銀貨の流通についてのポルトガル語参照。Locke, *Further Considerations Concerning Raising the Value of Money*, 3rd edn. (1696), in *Locke on Money*, ed. Kelly, II, 426; William Molyneux to Locke, 6 June 1696, in *Correspondence*, ed. de Beer, V, 653.

(10) *The Fundamental Constitutions of Carolina* (London, 1682), New York Public Library, call-number *KC + 1682; Armitage, John Locke, Carolina, and the *Two Treatises of Government*, 61-15.

(11) J. R. Milton, 'Dating Locke's *Second Treatise*', *History of Political Thought*, 16 (1995), 389, 372-4.

(12) John Locke, 'Morality' (c. 1677-8), Bod. MS Locke c. 28, fol. 140, ptd. in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 268. 『ロック政治論集』一八〇頁; Richard Tuck, *Natural Rights Theories: Their Origin and Development* (Cambridge, 1979), 168-9.

(13) TNA, PRO 30/24/47/3, fol. 66r, ptd. in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 180. この条頁は『カロリナ憲法草案』の後に何度か改訂されたことが分かる。

(14) John Locke, *A Letter Concerning Toleration*, ed. James Tully (Indianapolis, 1983), 43. 『ジョン・ロック「寛容についての書簡」生松敬三訳「ロック・ユートピア」世界の名著 第二十七巻 中央公論社 一九八〇年 三七九頁』。

(15) Anthony Pagden, 'The Struggle for Legitimacy and the Image of Empire in the Atlantic to c. 1700', in Nicholas Canny, ed., *The Oxford History of the British Empire, I: The Origins of Empire* (Oxford, 1998), 42-7.

(16) Charter to Sir Robert Heath (30 October 1629) and Charter to the Lords Proprietors of Carolina (24 March 1663), in in *North Carolina Charters and Constitutions, 1578-1698*, ed. M. E. E. Parker (Raleigh, NC, 1963), 64, 76 (後者は挿入)。

(17) John Locke, manuscript additions to [Locke] *Two Treatises of Government*, 3rd edn. (London, 1698), 2nd *Treatise*, §§ 37, 42, Christ's College, Cambridge, call-number BB 3 7a; Locke, *Two Treatises of Government*, ed. Laslett, 297 n. 11 以下の挿入(その中付と文脈の語彙は無関係な部分)やその後の挿入の挿入はポルトガル語。Edward Andrew, 'A Note on Locke's "The Great Art of Government"', *Canadian Journal of Political Science/Revue canadienne de science politique* 42 (2009), 511-19, and Lee Ward, 'A Note on a Note on Locke's "Great Art of Government"', *Canadian Journal of Political Science/Revue canadienne de science politique*, 42 (2009), 521-3.

(72) John Locke, 'An Essay on the Poor Law' (September-October 1697), in Locke, *Political Essays*, ed. Goldie, 184, 189, 192. 『ロッキン政治論集』三八、四四、四七頁] : TNA CO 388/5, fols. 232r-48v (26 October 1697). Bod. MS Locke c. 30, fols. 86r-87v, 94r-95v, 111r-v.

(73) Locke, *Letter Concerning Toleration*, ed. Tully, 43. 『寛政のくろくつての書簡』三七九〜三八〇頁].

(74) アベリ Farr, Locke, Natural Law, and New World Slavery'.

(75) 顕著な一事例は以下を見よ。Duncan Ivison, *Postcolonial Liberalism* (Cambridge, 2002).